

2023年3月1日

受益者の皆さま

りそなアセットマネジメント株式会社

**埼玉りそな・グローバルバランス・プラスE S G（愛称：SaitamaDGs）
信託約款変更に関する書面決議結果のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社が設定・運用する追加型証券投資信託「埼玉りそな・グローバルバランス・プラスE S G」（愛称：SaitamaDGs）について、2023年1月23日時点の受益者の皆さまを対象に投資信託約款の変更にかかる書面決議を行いました。

その結果、議決権を行使できる受益者の受益権口数の3分の2以上の賛成を得られましたので、当初の予定通り2023年3月23日に投資信託約款の変更を行うことといたします。何卒ご理解賜りますと共に、今後とも引き続きご愛顧をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 投資信託約款の変更を予定している追加型証券投資信託

埼玉りそな・グローバルバランス・プラスE S G（愛称：SaitamaDGs）

※ 以下、上記を「本ファンド」といいます。

2. 予定している投資信託約款の変更内容

本ファンドの投資対象に、「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」を追加し、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RM先進国債券マザーファンド」を投資対象から削除いたします。なお、変更内容の詳細については、別紙をご覧ください。

〈ご参考〉

① 投資対象に追加するマザーファンドの概要

ファンド名	RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	米ドル建のSDGs債および先進国（日本を除く）の国債を主要投資対象とします。
設定日	2021年5月21日
受託会社	株式会社りそな銀行

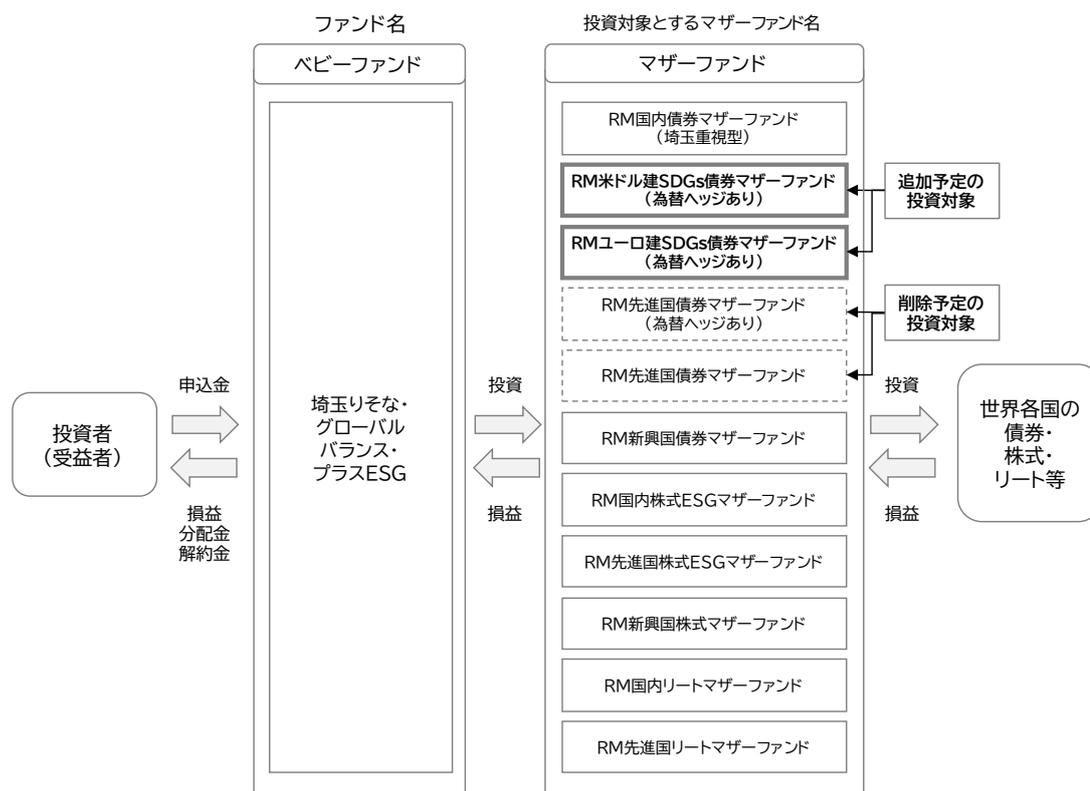
ファンド名	RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	ユーロ建のSDGs債および先進国（日本を除く）の国債を主要投資対象とします。
設定日	2021年5月21日
受託会社	株式会社りそな銀行

② 投資対象から削除するマザーファンドの概要

ファンド名	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
設定日	2016年10月6日
受託会社	株式会社りそな銀行

ファンド名	RM先進国債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
設定日	2015年12月11日
受託会社	株式会社りそな銀行

③ ファンドの仕組み



④ その他の変更について

信託期間を無期限とする投資約款変更（重大な約款変更には該当しません。）も行い、投資対象の追加・削除と同時に適用します。

	変更後	変更前
信託期間	<u>無期限</u> （2020年9月25日設定）	<u>2030年8月20日まで</u> （2020年9月25日設定）

3. 今後の対応について

投資信託約款の変更日は2023年3月23日となります。弊社では、当該約款変更日以降、市場環境等を注視しつつ「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」の売却と「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RM先進国債券マザーファンド」「RAM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」の組み入れを進めてまいります。

以上

≪本件に関するお問い合わせ先≫
 りそなアセットマネジメント株式会社
 電話番号 0120-223351（営業日の午前9時から午後5時まで）
 ※お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

【別紙】

本ファンド投資信託約款にかかる新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）、RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式ESGマザーファンド、RM先進国株式ESGマザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンド、RM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式ESGマザーファンド、RM先進国株式ESGマザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンド、RM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。</p>
<p>（信託期間）</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了日までとします。</p>	<p>（信託期間）</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2030年8月20日までとします。</p>
<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）」、「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式ESGマザーファンド」、「RM先進国株式ESGマザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。</p> <p>（略）</p>	<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式ESGマザーファンド」、「RM先進国株式ESGマザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。</p> <p>（略）</p>

<p>(削除)</p>	<p>(信託期間の延長)</p> <p><u>第56条</u> 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。</p>
<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p><u>第56条</u> 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p><u>第57条</u> 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。</p> <p>② (略)</p>
<p>(公告)</p> <p><u>第57条</u> 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。</p> <p>https://www.resona-am.co.jp/</p> <p>② (略)</p>	<p>(公告)</p> <p><u>第58条</u> 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。</p> <p>https://www.resona-am.co.jp/</p> <p>② (略)</p>
<p>(信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p><u>第58条</u> この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。</p>	<p>(信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p><u>第59条</u> この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。</p>